

UBSによるCS買収で世界金融不安は後退へ

- 3月19日、UBSはクレディ・スイス・グループ（以下CS）の買収を発表しました。
- 3月上旬の米国地方銀行からの資金流出をきっかけに世界的に金融不安が広がり、先週はCSに対する不安感が一気に強まりましたが、今回の措置で不安感は徐々に後退すると見えています。

UBSによるCS買収が発表

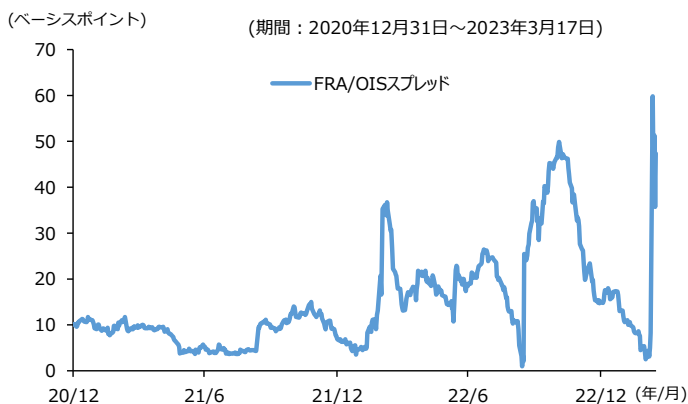
3月19日、UBSはCSの買収を発表し、あわせてスイス国民銀行（中央銀行）はUBSとCSへの流動性支援枠の供給を決定しました。一方、カナダ銀行、イングランド銀行、日本銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度およびスイス国民銀行は「米ドル流動性供給を拡充するための中央銀行の協調行動」を公表しました。3月上旬から、米国地銀からの資金流出をきっかけとした金融不安が広がりました。先週は米国地銀からの資金流出が引き続き警戒される一方、かねてより業績不振に陥っていたCSの経営不安が一気に強まりました。金融市場での資金調達ストレスを示すFRA/OISスプレッド（ユーロダラー先物とフェデラルファンド金利のスプレッド）は大きく上昇し、金融株は世界的に大きく売り込まれました（図表1、図表2）。

UBSによるCSの買収は、2008年3月のベア・スターズ救済を想起させます。経営が不安視されている米国地銀にも買収観測が浮上しています。3月20日のアジア市場では依然不安感の強い状況が続いていますが、こうした措置で不安の連鎖を断ち切ることが出来れば、金融市場で極度に高まった緊張感は徐々に和らぐと見えています。

中央銀行の舵取りはより難しく

各国の金融当局が金融環境の悪化から僅か数日で打ち手を繰り出したのは、過去の金融危機からの経験によるところと言えるでしょう。一方、従来の金融規制では不十分な点も明らかになりました。金融安定理事会（FSB）は「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）」を定めて、それらに対しては高い資本を要求してきましたが、G-SIBsの一角を占めるCSは経営危機に陥り、流動性逼迫の前にその備えは有効に機能しませんでした。また、多くの中央銀行はインフレ対応と金融システムの安定という難しい舵取りを迫られています。インフレはまだ沈静化しておらず、金融環境のさらなる引き締まりが懸念されます。今回の措置で金融不安は一旦収まると考えますが、中期的には再燃する局面もあるでしょう。今回導入された米国での預金の全面保護や（金融機関への最長1年の融資が可能となる）銀行タームファンディングプログラムに加えて、当局の緊急対応が繰り返されていく過程でモラルハザード拡大という更なるリスクを招く可能性もあります。

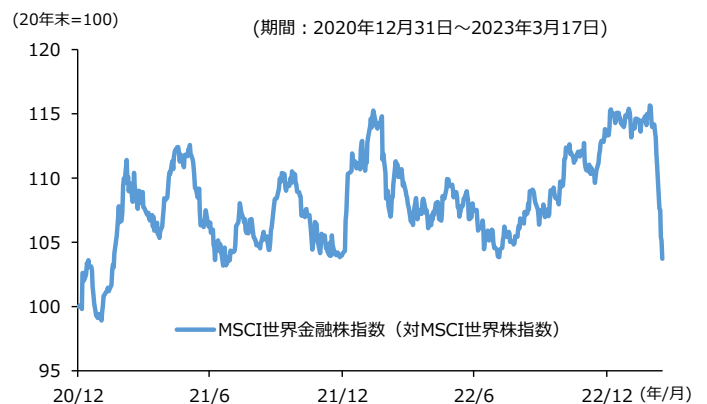
図表1 FRA/OISスプレッドの推移



(注) 1ベースポイント=0.01%

(出所) ブルームバーグより岡三アセットマネジメント作成

図表2 金融株の推移



以上（調査部 ストラテジスト）

＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料：購入金額（購入価額×購入口数）×上限3.85%（税抜3.5%）
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額：換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担：純資産総額×実質上限年率2.01762%（税抜1.8342%）
※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。
その他費用・手数料
監査費用：純資産総額×上限年率0.0132%（税抜0.012%）
※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。
（監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。）
- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商号：岡三アセットマネジメント株式会社
事業内容：投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
登録：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第370号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

（2023年2月末現在）

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214（9:00～17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く）